

リスク管理態勢の充実・強化 及び高度化に取組んでいます。

リスク管理への取組み

国内の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの実感に乏しく、米政権の政策運営や、欧州情勢、新興国経済など、先行きの不透明感を払拭できていません。当地域においても、人口や事業先の減少、高齢化が顕著であり、地元経済への影響が懸念されます。また、大規模な金融緩和策によって、市場金利が低水準で推移しているなか、利鞘の縮小が加速しており、金融機関は持続可能なビジネスモデルの構築を求められています。

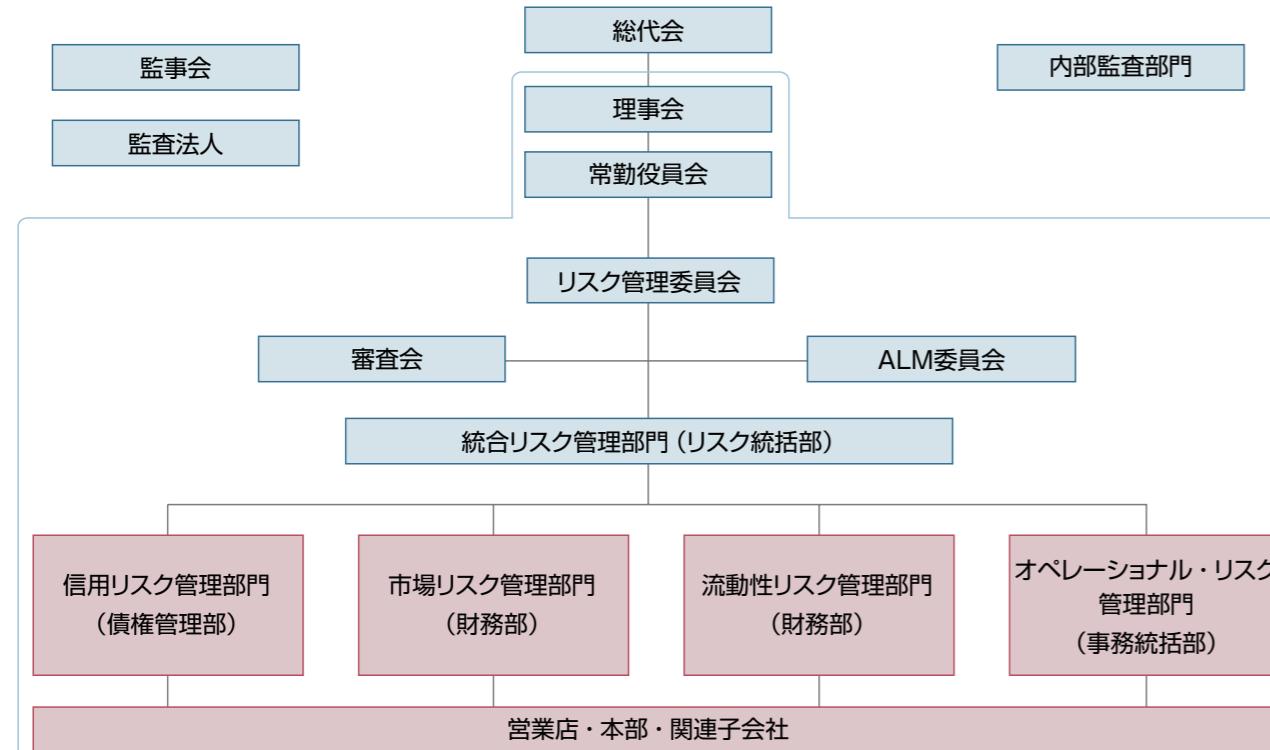
当金庫は、厳しい外部環境のなかでも健全性の維持と適正収益の確保を図るため、様々なリスクを適切に管理することが経営上の最重要課題のひとつであると位置付け、リスク管理態勢の充実・強化、高度化に取組んでいます。

具体的には、リスク管理規程に基づき、年初にリスク管理方針を策定したうえで、毎月開催するリスク管理委員会にて各種リスクを分析・検証し、必要に応じて対応策を講じると共に、内部監査部門が適切性・有効性を監査する体制としています。

現状、最も大きなリスク要因は「低金利の長期化」と考えており、貸出資産や余資に潜在的なリスクが増幅しつつあります。一方、企業倒産の減少や債券の含み益拡大によって、表面上のリスクが低下しており、将来的なリスク顕在化に備えた対応策が必要となっています。

そこで、平成29年度のリスク管理方針では、「貸出金の大口化に対する管理とリスク低減への取組み」、「貸出金の過度な業種集中の抑制と適切なリスク管理」、「市場環境が経営に与える影響の把握と対応策の検討」、「運用手法の多様化に合わせた余資のリスク管理強化」、「情報資産保護態勢の強化」を重点施策としています。

リスク管理体制



(平成29年6月30日現在)

個別リスク管理

■ 信用リスク

「信用リスク」とは、与信取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクのことといいます。

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

当金庫は、信用リスクの管理を業務上、最重要課題と位置づけ、融資業務の基本的な取組姿勢、融資基準等を定めた「クレジットポリシー」に基づき、次の通り信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別、債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスク管理の高度化に努めています。

また、当金庫は、信用リスク計測システムを導入して信用リスクの計量化を行い、定期的に経営陣やリスク管理委員会等に報告するとともに、信用リスク管理・運用における重要事項の協議検討を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢としています。

(貸倒引当金の計算基準の概要)

貸倒引当金は、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しています。破綻先及び実質破綻先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して全額を引当金として計上しています。

また、破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額に対して引当金を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

なお、全ての資産は、「自己査定基準」に基づき、営業店及び本部担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、「金利リスク」「為替リスク」「価額変動リスク」の3つのリスクからなります。

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

資産・負債を統合的に管理するため、BPV法^(注1)や統合VaR法^(注2)等により市場リスクの状況を定期的に把握、分析し、リスク管理委員会等に報告するとともに、対応策を協議するなどリターンを踏まえたリスク・コントロール態勢の整備を図っています。

(注1)「BPV（ベース・ポイント・バリュー）法」とは、金利が一定幅変動した時の時価変動額を金利リスク量として把握する手法です。

(注2)「VaR（バリュー・アット・リスク）法」とは、「ある一定の確率で起こりうる将来の損失額の最大値」を計測する手法です。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

金融環境の変化に即応するため、日次で支払準備資産の額を把握・管理するとともに、日次・週次・月次・四半期ごとの資金繰り計画を策定し、常に安定した資金バランスの維持に努めています。また、支払準備率^(注)に応じて平常時、懸念時、危機時に区分し流動性対応を定めるとともに、運用・調達及び資金調達余力の状況について、ALM委員会等で協議し、業務運営に反映させるなどリスク・コントロール態勢の整備を図っています。

$$(注) \text{ 支払準備率} = \frac{\text{支払準備資産（現金・預け金・有価証券等)}}{\text{定期性預金残高} \times 10\% + \text{流動性預金残高} \times 30\%} \times 100$$

■ オペレーションル・リスク

「オペレーションル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクを言い、具体的には、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する「風評リスク」、裁判所の判決により賠償責任を負うなどの「法務リスク」、その他人材の流失や事故などにより人材を逸失する「人的リスク」、不動産・動産（設備什器など）・備品等資産の毀損や、執務環境等の質の低下により損失を被る「有形資産リスク」などが含まれます。

（リスク管理の方針及び手続きの概要）

当金庫は、「オペレーションル・リスク」について、業務の健全性及び適切性確保の観点から、可能な限り抑制・回避すべきリスクと捉え、「オペレーションル・リスク管理基準」により組織体制や管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータを基にリスクの計量化に取組んでいます。

また、リスクの計量化結果については、リスク管理委員会において定期的に分析・評価を行うとともに、理事会への報告・審議等、経営陣への報告体制を整備しています。

なお、オペレーションル・リスク相当額の算定については、基礎的手法^(注)を採用しており、今後、さらなる高度化に向けて内部データの蓄積に取組んでまいります。

^(注)「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に15%を掛けた金額の直近3年間の平均値をオペレーションル・リスク相当額とする手法です。

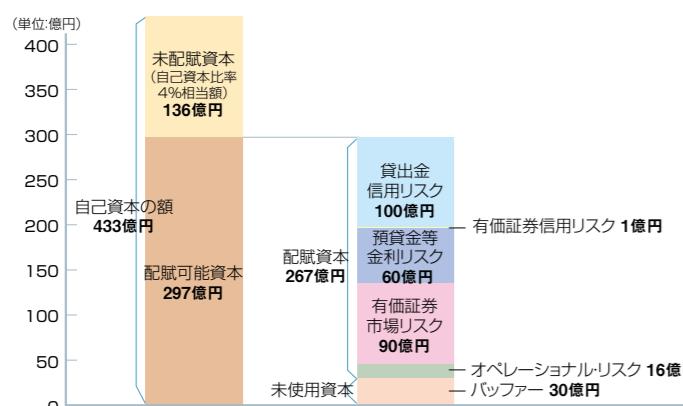
統合的リスク管理

様々なリスクの中でも重要度の高い信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスクについては、経営体力の範囲内にコントロールするため、自己資本の一定額を配賦したうえでリスク量を計測し、統合的に管理しています。

また、貸出金信用リスク、市場リスクは、統計的な計測手法で計量化しており、その限界及び弱点を補完するため、適切なシナリオに基づくストレス・テストを実施し、経営に与える影響等を分析・検証しています。

なお、連結対象子会社においては、リスクへの対応方針を策定のうえ、定期的に取組状況を管理しています。

各リスクに対する資本配賦



平成29年度は、自己資本の額433億円から、国内基準の所要自己資本である自己資本比率4%相当額136億円を控除した残額297億円を、各リスク・カテゴリーに対して資本配賦のうえ残額をバッファーとしています。

なお、バッファーは、各リスクの配賦資本超過や、未計測リスクの顕在化等への備えとしています。

《参考》リスク・カテゴリーと計測方法

リスク・カテゴリー		計測方法
信用リスク	貸出金	モンテカルロ法により計測したVaRに、破綻懸念先の未引当額を加算し、不良債権処理計画値を控除した金額をリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間1年としています。
	有価証券	事業債・外国証券・株式の残高に、格付投資情報センター（R&I）の格付別デフォルト率を乗じた金額をリスク量としています。
市場リスク	預貸金等	分散共分散法により計測したVaRをリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間240日、観測期間1年としています。
	有価証券	分散共分散法により計測したVaRから、有価証券のネット評価損益を控除した金額をリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間120日、観測期間1年としています。
オペレーションル・リスク		自己資本比率規制における基礎的手法により算出した金額としています。

銀行勘定の金利リスク

金融機関は、一般的に預金で調達した資金を貸出し等で運用し、その利差を収益としているため、市場金利の変動により経営に大きな影響を受ける可能性があります。

よって、金利と期間を有する資産および負債については、銀行勘定の金利リスク量として、金利変動による経済価値の低下額を計測すると共に、VaR等のリスク量とは別に管理しています。

なお、銀行勘定の金利リスク量が自己資本の額に対して20%を超過した場合、アウトライヤー基準に該当することとなります。

計測方法

- ・計測対象 貸出金、有価証券（債券）、預け金、預金など
- ・計測方式 金利ラダー方式（預貸金等）
GPS方式（有価証券）
- ・金利ショック 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値
または99%タイル値
- ・コア預金の定義 要求預金残高の50%相当額、満期5年以内（平均2.5年以内）

計測結果

銀行勘定の金利リスク量は、前期末比298百万円増加し2,793百万円となりましたが、アウトライヤー比率（自己資本の額に対する割合）は6.441%とアウトライヤー基準を大幅に下回っています。

銀行勘定の金利リスク量

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度
銀行勘定の金利リスク量	2,495	2,793
アウトライヤー比率	5.966%	6.441%

インターネットバンキングのセキュリティ強化対策

インターネットバンキングのIDやパスワードを盗用し、不正送金を行う「インターネットバンキング不正送金被害」が全国的に発生しており、また犯罪手口が悪質かつ巧妙化していることから、その被害件数及び被害額は年々増加しております。

当金庫では、インターネットバンキングをより安全にご利用いただくため、各種セキュリティ強化対策を実施しております。

【個人のお客様】

- ①ワンタイムパスワード方式の導入
「ワンタイムパスワード」とは、一定時間（30秒）ごとに変化する使い捨てパスワードで、「ワンタイムパスワード」を自動生成する専用のソフトウェアか専用の機器「トークン」を利用します。
- ②振込限度額の設定
万一、ネットバンキング被害に遭われた場合でも、その被害額を最小限に抑えるため、インターネットバンキングの振込限度額を100万円に設定しております。

【法人・個人事業主のお客様】

- ①無料セキュリティソフト「Rapport（ラポート）」の提供
Rapportは、ネットバンキングを狙ったウイルスを検知・駆除するセキュリティソフトです。Rapportは、当金庫のホームページ（<http://www.kure-shinkin.jp/>）より無料でダウンロードできます。
- ②電子証明書方式の導入
「電子証明書方式」とは、電子証明書をお客様のパソコンに格納し、インターネットバンキングのログオン時に「電子証明書」と「パスワード」にてお客様の本人確認を行う方式です。これにより、「電子証明書」が格納されたパソコンを使用しない限りインターネットバンキングを利用することができませんので、万一ID、パスワードが漏洩しても不正に利用される可能性は極めて低くなります。
- ③取引認証（トランザクション認証）サービスの導入
取引認証（トランザクション認証）とは、専用のトークンに振込先の口座番号を入力して生成した振込先専用のワンタイムパスワードを用いてお客様のお取引を認証するものです。
入力した振込先（口座番号）以外へは振込ができないことから、犯罪者がお客様の振込先口座情報を犯罪者の口座情報に書き換えて振込させるという不正送金を防止できます。